

副本

平成26年(㉔)第31号, 平成27年(㉕)第38号

債権者 松田 正 外8名 (平成26年(㉔)第31号は高橋秀典外4名)

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成27年8月28日

福井地方裁判所民事第2部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜



弁護士 中 室



号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	
乙 96	「設備健全性, 耐震安全性に関する小委員会 (第3回)」と題する文書	写し	H20.5 以降	新潟県 「設備健全性, 耐震安全性に関する小委員会」	平成 20 年 5 月 12 日に開催された第 3 回の標記小委員会における小山田修氏の発言内容 (本文書は, 第 3 回標記小委員会の議事録として, 新潟県のホームページに掲載されているものである)
乙 97	原子力規制委員会共同記者会見録	写し	H24.9 以降	原子力規制委員会	原子力規制委員会の田中俊一委員長が, 事実上ストレステストの実施はもはや不要との見解を示したこと
乙 98	関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請 (1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更) コメント回答 (その2) (抜粋)	写し	H22.1	原子力安全・保安院	債務者が, 高浜発電所 3 号機及び 4 号機の使用済燃料ピット A エリアの実効増倍率の基準値 0.98 を採用した理由及び評価値の算出にあたり考慮した不確実性や評価条件の内容等
乙 99	高浜発電所の原子炉設置変更許可申請書 (1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更) の一部補正書 (抜粋)	写し	H21.11.17	債務者	高浜発電所 3 号機及び 4 号機の使用済燃料ピット (高浜発電所 1 号機ないし 4 号機共用) に高浜発電所 1 号機及び 2 号機で使用する (通常の使用済燃料より中性子放出量が多い) 高燃焼度燃料を貯蔵しても実効増倍率は 0.98 以下となるようにし臨界に至ることがないこと
乙 100	高浜発電所の原子炉の設置変更 (1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更) について	写し	H22.4.19	経済産業省	債務者による高浜発電所 1 号機ないし 4 号機の原子炉設置変更許可申請に対して, 経済産業大臣による許可がなされたこと

乙 101	「使用済燃料プール貯蔵の安全性向上の可能性」についての今後の対応	写し	H27. 7. 27	原子力規制庁	使用済燃料の分散配置は、冷却効果の向上を目的として行われるものであること
乙 102 の 1	高浜発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の一部補正書(抜粋)	写し	H26. 10. 31	債務者	債務者が、高浜発電所3号機及び4号機の使用済燃料ピットにおいて、その冷却機能及び注水機能の喪失を想定した場合、約8時間で使用済燃料ピット水温が40度から100度まで上昇すると評価していること
乙 102 の 2	高浜発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の一部補正書(抜粋)	写し	H27. 1. 28	債務者	債務者が、大飯発電所3号機及び4号機の使用済燃料ピットにおいて、その冷却機能及び注水機能の喪失を想定した場合、約11時間で使用済燃料ピット水温が40度から100度まで上昇すると評価していること
乙 103	大飯3号炉及び4号炉重大事故等対策の有効性評価(抜粋)	写し	H27. 7. 1	債務者	債務者が、大飯発電所3号機及び4号機の使用済燃料ピットにおいて、その冷却機能及び注水機能の喪失を想定した場合、約11時間で使用済燃料ピット水温が40度から100度まで上昇すると評価していること
乙 104	実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準について(内規)(平成14・07・29原院第4号)	写し	H21. 6. 30 一部改正	原子力安全・保安院	実用発電用原子炉施設への航空機の落下をその設計上考慮することの可否を判断するめやすとなる航空機落下確率の基準値や航空機落下確率を評価する標準的な手法についての内容等
乙 105	実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準の解説	写し	H21. 6. 30 一部改正	原子力安全・保安院	実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準について(内規)(平成14・07・29原院第4号)の内容や位置づけについての解説

乙 106	原子力規制委員会 委員長及び委員人 事案の国会提示に 関する細野大臣記 者会見録	写し	H24. 8. 9	内閣官房	原子力規制委員会の委員長 及び委員の人選に関する政 府の考え
乙 107	参議院環境委員会 における附帯決議 に係る情報	写し	H24. 7. 30	内閣官房	原子力規制委員会の委員長 及び委員の任命に係る両議 院の同意は、原子力事業者 等からの寄付等の状況を明 らかにしたうえでなされて いること
乙 108	原子力規制委員会 設置法の一部の施 行に伴う関係規則 の整備等に関する 規則(案)等に対す るご意見への考え 方(抜粋)	写し	H25. 6	原子力規制委 員会	外部電源に関する原子力規 制委員会の見解
乙 109	原子力災害対策指 針	写し	H27. 4. 22 全部改正	原子力規制委 員会	原子力規制委員会が策定し た原子力災害対策指針の内 容
乙 110	原子力災害対策に ついて	写し	H25. 9	原子力規制委 員会 原子力規制庁 原子力防災課 内閣府 大臣官房 原子力災害対 策担当室	原子力災害対策の制度枠組 み等

乙.111	鑑定意見書	原本	H27.6.18	京都大学大学院法学研究科教授 高木光	福井地裁判決（甲 127）の問題点等
-------	-------	----	----------	-----------------------	--------------------